

令和4年10月27日  
文化振興課  
担当者 中橋、細川  
内線 3843  
外線 (076)225-1371

## いしかわ県民文化振興基金 令和5年度公募助成事業(文化活動支援事業等) 公募の開始及び個別説明会の開催について

(公財)いしかわ県民文化振興基金では、本県の豊かな文化により一層の磨きをかけ、後世に確実に継承、発展させていくことを目的として、県内の文化団体や若手芸術家の自主的かつ主体的な文化活動を支援しています。

つきましては、下記のとおり、10月28日(金)より、令和5年度に開始する事業について公募を開始するとともに、県内4つの会場での個別説明会を開催することをお知らせします。

幅広い周知についてご協力の程、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 文化活動支援事業について

種別	文化創造普及事業	地域文化活性化事業
対象事業	県全域を対象として文化活動を行う文化団体が新たに実施する文化活動事業	市町において文化活動を行う文化団体が新たに実施する文化活動事業
対象期間	最大3年間(R5.4.1～R8.3.31まで) ※初年度に最大3年分の事業を認定	
助成率	最大で事業費の2分の1 ※「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」は3分の2	
助成限度額	最大300万円(3年間) ※「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」は400万円	最大150万円(3年間) ※「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」は200万円

公募期間: 令和4年10月28日(金)～令和5年1月13日(金) <17:00>

#### 2 若手芸術家活動支援事業について

対象事業	県内で活動する文化団体に所属する概ね40歳未満の若手芸術家(個人又はグループ)が、自らの創作活動を一般県民に公開・発表する事業(個展やコンサート等) ※所属する文化団体から推薦のある者に限る
対象期間	最大1年間(R5.4.1～R6.3.31まで)
助成率	最大で事業費の3分の2
助成限度額	最大20万円(1人1回限り)

公募期間: 令和4年10月28日(金)～令和5年1月13日(金) <17:00>

### 3 個別説明会の開催について

#### (1)開催日時、場所

個別に制度を説明し、相談に応じる

会場	日時	場所
加賀	令和4年11月15日(火) 11:00~16:00	石川県小松合同庁舎2階 第2会議室 (小松市園町ハ108番地の1)
中能登	令和4年11月17日(木) 11:00~16:00	石川県中能登総合事務所2階 第1会議室 (七尾市小島町二部33)
金沢	令和4年11月19日(土) 10:00~16:00	石川県庁1階 103会議室 (金沢市鞍月1丁目1番地)
奥能登	令和4年11月21日(月) 11:00~16:00	石川県奥能登総合事務所(のと里山空港内)4階 43会議室 (輪島市三井町洲衛10部11番1)

#### (2)参加申し込み

下記6の「お問い合わせ先」まで、TEL、又はメール(団体名・氏名・連絡先を明記)にて

### 4 募集要項・応募様式

下記の(公財)いしかわ県民文化振興基金ホームページからダウンロード

<http://www.ishikawabunka.jp/support/>

### 5 リーフレット・チラシ(※別添参照)

配布先:各市町などの関係機関や文化施設、文化団体が利用する県内の公共ホールや  
ギャラリーなど

### 6 お問い合わせ先

(公財)いしかわ県民文化振興基金

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地(石川県県民文化スポーツ部文化振興課内)

TEL 076-225-1371 / FAX 076-225-1496

Email: [bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp)

石川県内の文化団体の皆様が

新たに実施する

文化活動を  
応援します!

対象事業  
募集中!

たとえば、こんな事業に助成します!

初心者も参加可能な  
講習会と成果発表会を  
開催したい!

新しく子ども向けの  
茶道・華道体験教室を  
やってみたい!

地元の伝統芸能の  
新しい後継者を  
育成したい!



募集期間

令和4年 **10月28日(金)** ~ 令和5年 **1月13日(金)**

助成率

全体事業費の **最大2/3**

助成期間

**最大3年間**

助成額や応募の流れなど、詳しくは中面へ!

公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金

# 文化活動支援事業とは?

概要編

## Q 助成の対象になるのはどんな事業?

石川県の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、**石川県内の文化団体**が、**県内**において、**新たに企画・実施する**文化活動事業について、助成を行っています。

## Q どのくらいの期間が助成対象になる?

**助成期間は最大3年間とし、初年度に全体の事業計画を認定します。**

今回の募集対象は、**令和5年4月1日～令和8年3月31日**の期間内に実施する事業です。

※ただし、令和5年度中に事業を実施しないものは対象外となります。

## Q 助成金はいくらまでもらえる?

**〈助成対象メニューは大きく分けて2種類! メニューによって助成額が異なります〉**

助成対象事業のうち、**県全域を対象として活動を行う文化団体が実施する大規模な**文化活動事業を**①文化創造普及事業**、**市町において活動を行う文化団体が実施する小規模な**文化活動事業を**②地域文化活性化事業**としています。

また、①、②それぞれにおいて、子どもを主たる対象とした事業を「子ども対象事業」、指導的立場にあるものを対象とした事業を「指導者育成事業」とし、助成率がその他の事業とは異なっています。

### 1 文化創造普及事業

助成限度額 **最大300万円**  
(100万円/年)

助成率 **事業費の最大1/2**

「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」の場合

助成限度額 **最大400万円**  
(133万円/年)

助成率 **事業費の最大2/3**

県全域対象

### 2 地域文化活性化事業

助成限度額 **最大150万円**  
(50万円/年)

助成率 **事業費の最大1/2**

「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」の場合

助成限度額 **最大200万円**  
(66万円/年)

助成率 **事業費の最大2/3**

市町域対象

※応募にあたっては、団体の所在地又は活動拠点となる県内市町からの支援が条件となりますので、まずは当該市町にご相談ください。

①文化創造普及事業、②地域文化活性化事業、それぞれにおいて、助成額は

**①「事業費×1/2」と②「事業費-入場料収入等」のいずれか低い方の額**となります。

(「子ども対象事業」または「指導者育成事業」については①が「事業費×2/3」となります。)

イメージ

事業費の1/2 **A**

①「事業費×1/2」 < ②「事業費-入場料収入等」の場合  
②「事業費-入場料収入等」 < ①「事業費×1/2」の場合

入場料収入等	財源不足分 <b>B</b>	入場料収入等	財源不足分 <b>B</b>
1/2	<b>A &lt; B</b> なので	1/2	<b>B &lt; A</b> なので
入場料収入等	自己負担	入場料収入等	助成金 <b>A</b>
	助成金 <b>A</b>		助成金 <b>B</b>

**※事業収入の確保により自己負担が減少します!**  
(事業収入が増えるほど自己負担額は減っていき、事業収入が全体の事業費の1/2以上となれば、自己負担額=0円になります。)



## 応募書類の提出先・お問い合わせ先はこちら

### 〈文化創造普及事業〉

提出・お問い合わせ 担当課	住所	電話番号
公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金 【石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課内】	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1371

### 〈地域文化活性化事業〉

市・町	提出・お問い合わせ 担当課	住所	電話番号
金 沢 市	文化スポーツ局 文化政策課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2442
七 尾 市	教育委員会 スポーツ・文化課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-1125
小 松 市	交流推進部 文化振興課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8130
輪 島 市	教育委員会 文化課	〒928-0001 輪島市河井町20部1番地1	0768-22-7666
珠 洲 市	教育委員会事務局 文化創造室	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7780
加 賀 市	産業振興部 文化振興課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-7988
羽 咋 市	教育委員会 生涯学習課	〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地	0767-22-9331
かほく市	教育委員会 スポーツ文化課	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地	076-283-7135
白 山 市	観光文化スポーツ部 文化振興課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9573
能 美 市	教育委員会 まなび文化課	〒929-0113 能美市大成町又118番地	0761-58-2272
野々市市	地域政策部 地域振興課	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	076-227-6121
川 北 町	教育委員会 社会教育課	〒923-1295 川北町字菴ツ屋174番地	076-277-1151
津 幡 町	教育委員会 生涯教育課	〒929-0342 津幡町北中条3丁目1番地	076-288-8526
内 灘 町	教育委員会教育部 文化スポーツ課	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6716
志 賀 町	教育委員会 生涯学習課	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9350
宝達志水町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8320
中能登町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1721 中能登町井田に部50番地	0767-76-1900
穴 水 町	教育委員会事務局	〒927-8601 穴水町字川島ウの174番地	0768-52-3720
能 登 町	教育委員会事務局	〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8537

## 県内4カ所で個別説明会を開催します!!

制度の説明や、よりよい事業となるためのアドバイスを行います。(要事前予約、各団体30分程度)

※当日は、マスク着用や検温、手指の消毒など感染症対策にご協力ください。

若手芸術家  
(個人又はグループ)を支援する  
「若手芸術家活動支援事業」の  
方も参加可能です。

### ① 加賀会場

令和4年11月15日(火)  
11時00分~16時00分

石川県小松合同庁舎2階  
第2会議室  
(小松市園町ハ108-1)

### ② 中能登会場

令和4年11月17日(木)  
11時00分~16時00分

石川県中能登総合事務所 2階  
第1会議室  
(七尾市小島町ニ33)

### ③ 金沢会場

令和4年11月19日(土)  
10時00分~16時00分

会場 石川県庁1階 103会議室  
(金沢市鞍月1-1)

### ④ 奥能登会場

令和4年11月21日(月)  
11時00分~16時00分

石川県奥能登総合事務所  
(のと里山空港内)4階 43会議室  
(輪島市三井町洲衛10-11-1)

参加申し込み

●いしかわ県民文化振興基金HP内の申込書を記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。

TEL076-225-1371 FAX076-225-1496

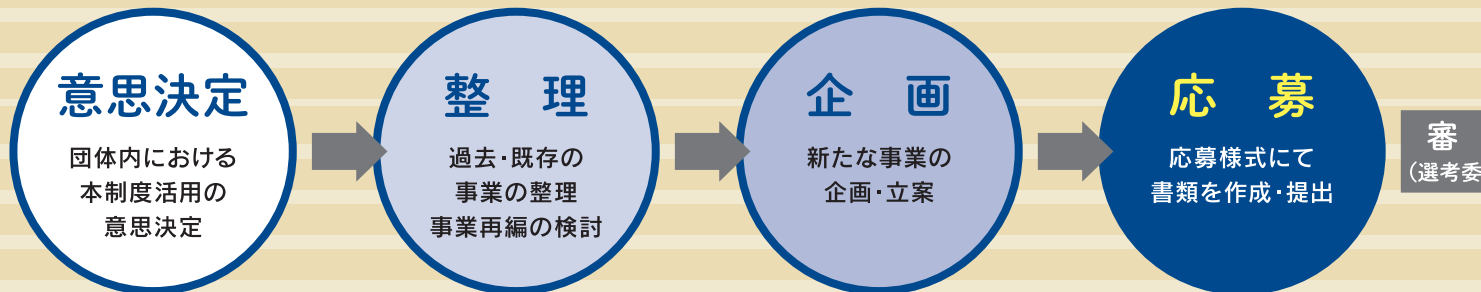
Email:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

# 応募までの流れ

準備  
・  
応募編

幅広い文化の分野から、たくさんの創意あふれるご提案を期待しております。ぜひご活用ください！  
企画にあたっては、申請窓口となる行政機関(裏表紙)において、

**よりよい事業となるためのアドバイスを行っています。**お気軽にご相談ください！



## 応募について

基金ホームページ上の「募集要項」をご覧ください。同ホームページ上の応募様式に記入の上、  
ご応募ください。応募書類の提出先・お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。



このようなケースでは  
対象外となるので  
ご注意ください！

### 団体が…

- 活動実績が3年未満(令和5年4月1日現在)
- 文化施設の経営が目的
- 文化以外(観光、教育等)が主たる活動
- 専ら営利が目的

### 事業が…

- 一般に公開されない(指導者育成事業は除く)
- 文化以外(宗教、教育、チャリティー等)が目的
- 専ら営利が目的

## よくある質問

Q1

既存の事業でも「新規性」が認められますか？



### Answer

「新たに企画・実施される事業」が対象ですが、既存の事業のアレンジでも「新規性」が認められるケースがあります。ただし、会場や講師の変更のみの軽微なアレンジでは新規性は認められません。判断が難しい場合は、ご相談ください。

※目安として、事業の内容や経費の概ね半分以上の変更・追加が必要です。

Q2

助成の対象外となる経費を教えてください。



### Answer

団体会員への人件費や旅費、事務所の光熱水費など、通常の団体運営に係る経費は助成の対象外となります。その他にも、飲食にかかる経費や、机やパソコン、事務用品などの汎用性の高い備品等の購入も対象外となります。

→詳しくは募集要項を参照！

Q3

事業期間が1年又は2年の事業も応募できますか？



### Answer

周年的・記念的事业などは、臨時的事業となるため、その年で完了しても問題ありません。また、後継者育成事業など、ある程度の期間で達成できる計画の場合は、1、2年事業も対象となります。※いずれも事業の「新規性」が必要です。

Q4

「子ども対象事業」の子どもとはどの範囲を指しますか。



### Answer

高校生以下又は18歳未満を子どもとしています。また、「子ども対象事業」の参加者の概ね半分以上が子どもであれば、親子を対象とすることも可能です。

この他にも、文化団体の皆さまからのよくある質問と回答をまとめています。詳しくは、  
**いしかわ県民文化振興基金HP内「令和5年度文化活動支援事業Q&A」**をご確認ください。

## 助成制度を活用し、こんな事業に取り組みました!

### 😊 子ども対象事業

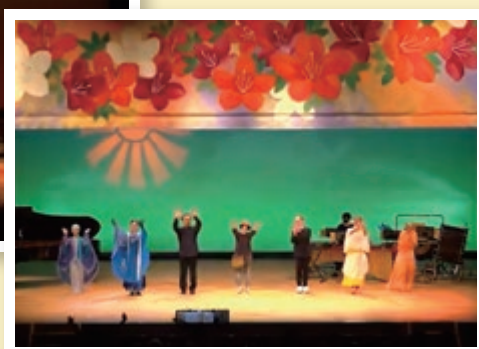
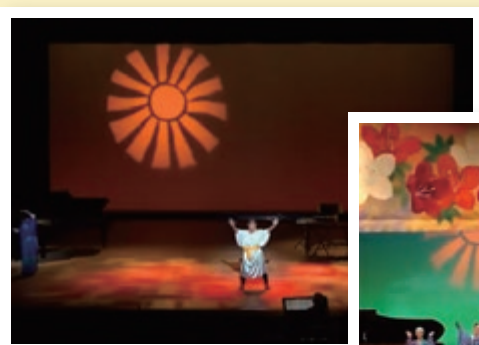
団体名 アジア同時代音楽協会(ADOK)

認定年 令和3年度

事業名 親子で味わうオペラの世界

認定額 400万円(3年間)

- 事業内容
- 親子で参加でき、未就学児から小学生も楽しめる内容のオペラ公演を新たに実施
  - 併せて、物語の内容をより身近に感じてもらい、オペラに対する理解を深めてもらうため、打楽器の実演を交えた、ワークショップを開催



#### 参加者の声

ワークショップを通じて、オペラにおける打楽器の役割が分かり、理解が深まった。気軽に参加できて、とても楽しかった。

#### 団体内の声

普段オペラを聴く習慣のない方々に沢山来ていただき、いつもとは違う新鮮な感覚で歌を披露することができた。

団体名 柳田植物公園花回廊実行委員会

認定年 令和3年度

事業名 柳田植物公園花回廊

認定額 300万円(3年間)

- 事業内容
- 草月流等、様々な流派の野外生け花作品展を新たに開催し、華道文化の活性化を図る
  - 併せて、茶会や着付け体験会、クラフト作品展等を開催



#### 参加者の声

子どもも簡単に生け花を楽しむことができ良かった。着物を気軽に借りて、お茶もでき、様々な文化を楽しむことができた。

#### 団体内の声

金沢や富山県からも来場いただくなど、多くの来場があり、やりがいを感じている。次回開催が待ち遠しい。

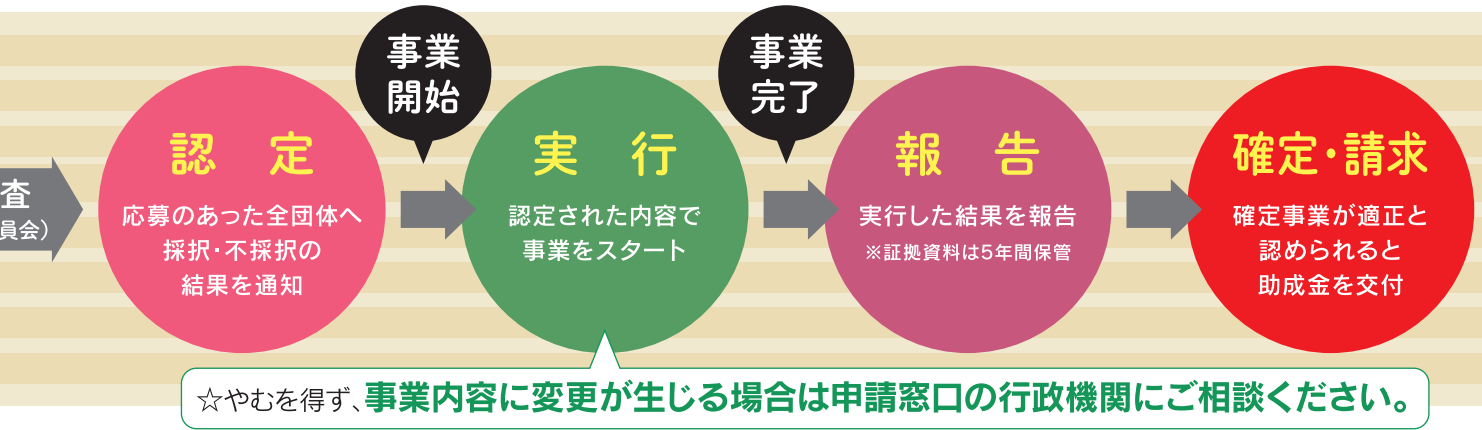
これまでの認定事業については、いしかわ県民文化振興基金のHP「いしかわの文化」内でご紹介しております。  
新たな事業の企画・立案の参考にぜひご活用ください。



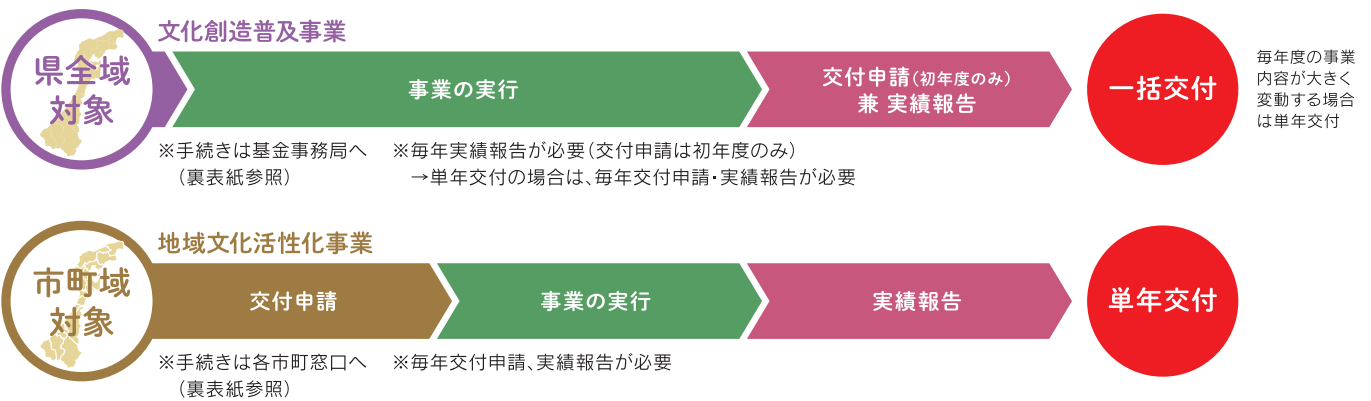
# 助成を受けるまでの流れ

実践編

認定を受けたら、**事業の実施終了後に実績報告を行っていただきます**。最終的には、**事業の自立化ということを見据えつつ**、3年間しっかりと集中して事業に取り組むことがとても大切です。なお、ここからは助成金の事務局と多くのやり取りが発生しますので、あらかじめ大まかな流れをつかんでおきましょう。



## 事業認定後の手続き



## 事業の認定を受けた団体は、以下の点にご留意ください。

- ①ポスター、チラシ等には「助成：公益財団法人いしかわ県民文化振興基金」又はロゴマークの表示をお願いします。
- ②助成を受ける事業については、いしかわ県民文化振興基金ホームページ「いしかわの文化」にイベント情報の登録申込を行ってください。
- ③助成を受ける事業の収支内容を証する資料等については、事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。
- ④文化創造普及事業において、助成金の一括交付後、助成額が実績の助成対象経費を上回る場合など、返還が必要となる場合があります。





石川県内で活動する若手芸術家の皆さまへ

# 自らの創作活動を 公開・発表する 文化活動を 助成します!

対象事業  
募集中!

たとえば…

仲間と一緒に演奏会を開催したい!

これまでに制作した作品を使って  
ギャラリーで個展を開催したい!



募集期間 令和4年 **10月28日(金)** ~ 令和5年 **1月13日(金)**

助成率 **最大 2/3**

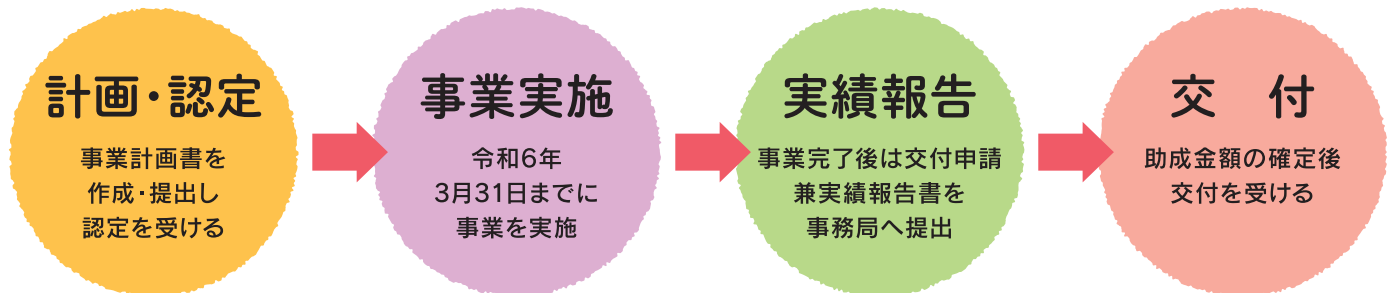
助成額 **最大 20万円**

# 若手芸術家活動支援事業

<p><b>対 象 者</b></p>	<p>次の要件を全て満たす個人又はグループ</p> <p>(1) 石川県内の文化団体に所属する概ね40歳未満の若手芸術家(個人又はグループ)であること</p> <p>(2) 所属する文化団体からの推薦があること</p> <p>(3) 石川県内に住所または活動の本拠があること</p> <p>(4) 営利を目的とする個人又はグループでないこと</p> <p>※所属文化団体からの推薦要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内において、今後団体の活動を担っていく人材として育成すべき者であること(非役員に限る)</li> <li>・文化に関する専門教育の履修歴等を有し、その専門分野で一定の活動歴があること</li> </ul> <p>※1対象者につき1事業の応募を限度とします(複数事業の応募はできません)。</p> <p>また、異なるグループであっても、構成員が重複する場合、応募はできません。</p> <p>※一度助成を受けた方は、後年度に再度助成を受けることができません。</p>
<p><b>対 象 事 業</b></p>	<p>次の要件を全て満たす事業</p> <p>(1) 助成事業者が主催し、自らの創作活動を発表する文化活動事業</p> <p>(2) 石川県内で一般県民に公開する事業</p> <p>※他者(助成事業者でない者)の作品を募集・鑑賞させるものは対象となりません。</p> <p>※営利を目的とするものは対象となりません。</p>
<p><b>助成対象期間</b></p>	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日</p>
<p><b>助 成 率</b></p>	<p>最大で全体事業費の2/3</p>
<p><b>助成限度額</b></p>	<p>最大20万円</p>
<p><b>助成対象経費</b></p>	<p>会場使用料・設営費、作品・道具運搬費、宣伝費など</p> <p>※ゲスト又はスタッフの出演料、謝金、交通費は対象となりません。</p>
<p><b>募 集 要 項 応 募 様 式</b></p>	<p>ホームページからダウンロードできます。</p> <p><a href="https://www.ishikawabunka.jp/support/young.html">https://www.ishikawabunka.jp/support/young.html</a></p> <p>※応募にあたっては、詳細について必ず募集要項をご覧ください。</p> 



## 助成金交付までの流れ



提出・お問い合わせ先

**公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金**  
(石川県 県民文化スポーツ部 文化振興課内)

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 TEL:076-225-1371 E-mail:bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp